

＜参考資料＞
オンラインセミナー

「所得税」の改正を中心に

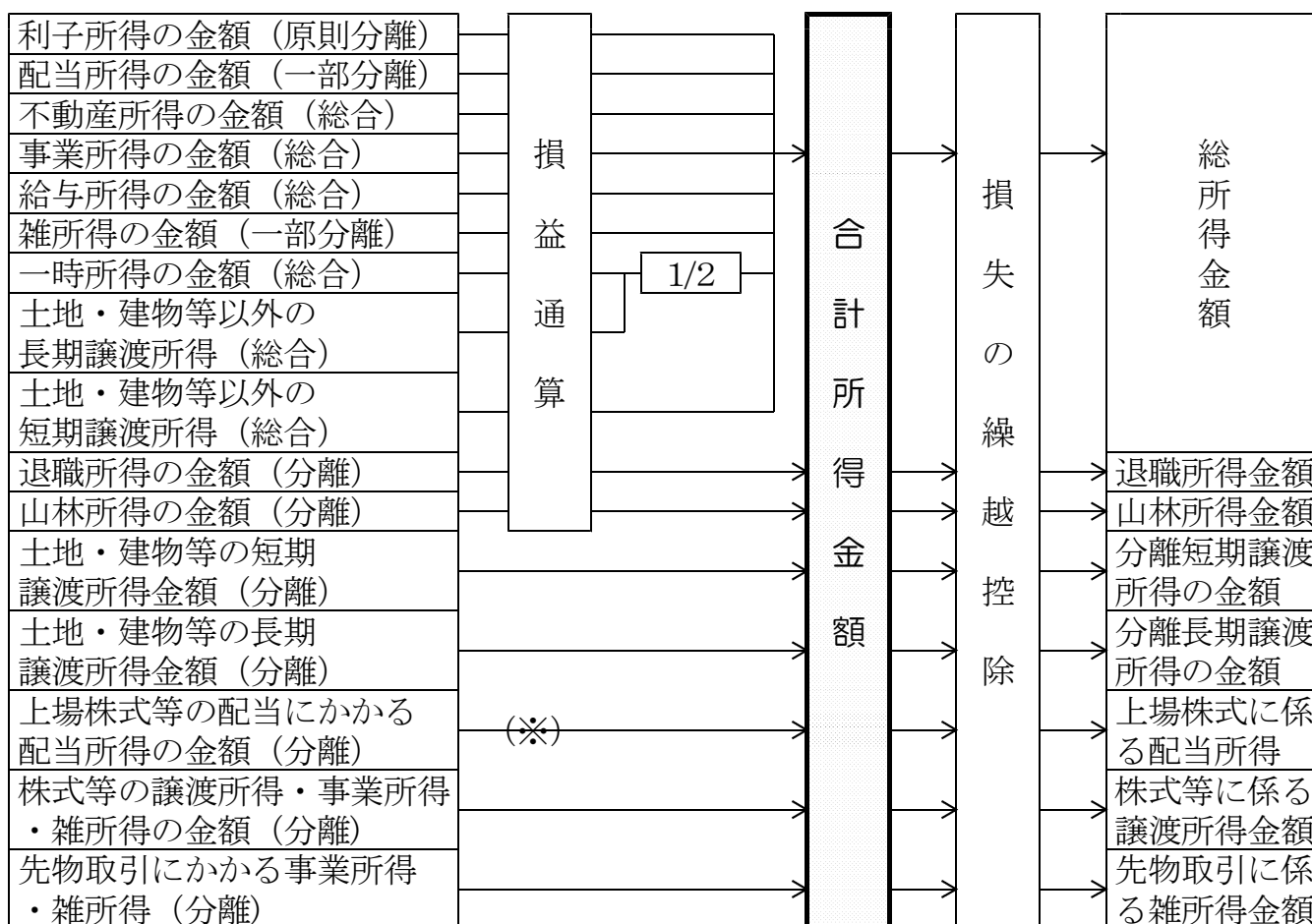
1. 「基礎控除」の見直し
2. 「給与所得控除額」の見直し
3. 「公的年金等控除額」の見直し
4. 「ひとり親控除」の創設と「寡婦控除」
5. 「国外居住親族」の控除要件の見直し
6. 消費増税と「住宅ローン控除」の特例

1. 「基礎控除」の見直し

「基礎控除」が38万円から48万円に引き上げられる一方で高額所得者は基礎控除が縮減または消滅するしくみに変更された

合計所得金額	基礎控除の額	
	2020年以後	2019年まで
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

「合計所得金額」とは



(注) 利子所得は、原則として源泉分離課税となり合計所得金額に含まれない

(※) 上場株式等の譲渡所得 (申告不要選択分以外) との損益通算後の金額

2. 「給与所得控除額」の見直し

「給与所得控除額」の速算表（所得税法28条）

給与収入	給与所得控除額（必要経費）
162.5万円以下	55万円（収入金額を限度）
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

（注）年末調整の実務では、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（別表第五）により、給与収入に応じた給与所得を求める。

「所得金額調整控除」の計算例

給与収入	所得金額調整控除の額
900万円	5万円＝（900万円－850万円）×10%
950万円	10万円＝（950万円－850万円）×10%
1,000万円	15万円＝（1,000万円－850万円）×10%
1,000万円超	最高額 15万円

給与収入が850万円を超える人が、次のいずれかに該当すれば所得金額調整控除が適用される。

- （1）本人が特別障害者である
- （2）同一生計内に23歳未満の扶養親族を有する
- （3）特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

共働き世帯で、夫婦それぞれが給与収入850万円を超えており、かつ、年齢23歳未満または特別障害者である扶養親族を有するときは、夫婦のいずれもが「所得金額調整控除」の適用を受けられる

3. 「公的年金等控除額」の見直し

「公的年金等控除額」の速算表（2020年分）

公的年金等の収入金額		公的年金等（雑所得）以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65 歳 未 満 の 人	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超	年金収入×25%	年金収入×25%	年金収入×25%
	410万円以下	+ 27.5万円	+ 17.5万円	+ 7.5万円
	410万円超	年金収入×15%	年金収入×15%	年金収入×15%
	770万円以下	+ 68.5万円	+ 58.5万円	+ 48.5万円
	770万円超	年金収入×5%	年金収入×5%	年金収入×5%
	1,000万円以下	+ 145.5万円	+ 135.5万円	+ 125.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	
65 歳 以 上 の 人	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超	年金収入×25%	年金収入×25%	年金収入×25%
	410万円以下	+ 27.5万円	+ 17.5万円	+ 7.5万円
	410万円超	年金収入×15%	年金収入×15%	年金収入×15%
	770万円以下	+ 68.5万円	+ 58.5万円	+ 48.5万円
	770万円超	年金収入×5%	年金収入×5%	年金収入×5%
	1,000万円以下	+ 145.5万円	+ 135.5万円	+ 125.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

★注意★ 給与収入と年金収入の両方がある場合は、合わせて10万円を上限として控除額が縮減するように調整される

4. 「ひとり親控除」の創設と「寡婦控除」の見直し

1. ひとり親控除 …… 35万円
本人がひとり親（現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者のうち、次の要件を満たす者）である場合
 - （1）同一生計で総所得金額等が48万円以下の子を有する
 - （2）合計所得金額が500万円以下である
 - （3）事実婚と同様の事情にないこと

 2. 寡婦（ひとり親以外の者）控除 …… 27万円
本人（事実婚と同様の事情にあると認められる者を除く）の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する場合
 - （1）夫と離婚した後、婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族を有する
 - （2）夫と死別（生死不明を含む）した後、婚姻をしていない人
- （注1）給与所得だけの場合は給与収入6,777,778円以下であれば、合計所得金額は500万円以下となる
- （注2）事実婚と同様の事情とは、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合
- （注3）同一生計の子が他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっている場合を除く

5. 「国外居住親族」の控除要件の見直し

(2023年分の所得税より)

1. 生計が同一、合計所得金額が48万円以下
2. 確定申告書（または年末調整時）に
 - (1) 親族関係書類（戸籍の附票の写しなど）
 - (2) 送金関係書類 を提出または提示
3. 年齢30歳以上70歳未満の「国外居住親族」は次の場合のみ扶養控除等の対象とする（2023年より）
 - (1) 留学により非居住者となった者
 - (2) 障害者
 - (3) その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

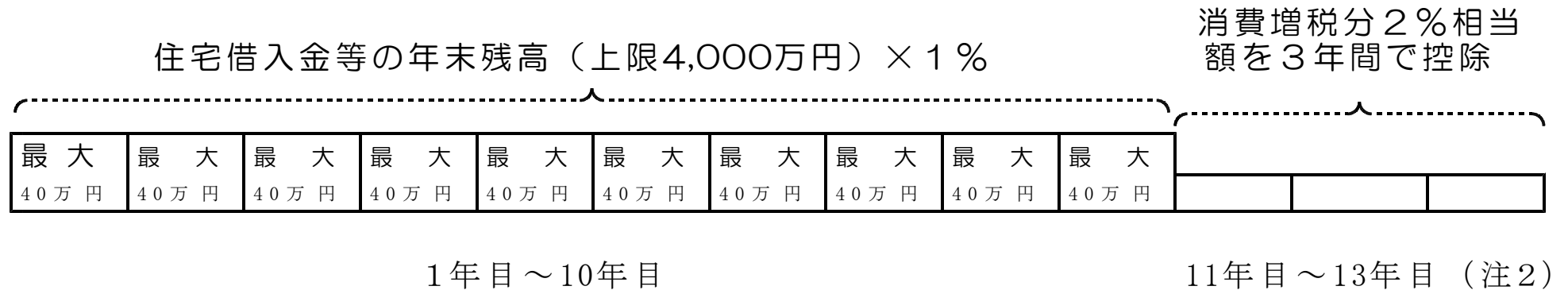
送金関係書類

所得者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に、行ったことを明らかにする次の書類

1. 金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により、その所得者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類
(外国送金依頼書の控など)
2. クレジットカード発行会社の書類または写しで、そのクレジットカード会社が交付したカード等を提示して国外居住親族が商品等を購入したこと等により、商品等の購入等の代金に相当する額を所得者から受領したこと等を明らかにする書類

6. 消費増税と「住宅ローン控除」の特例

消費税率10%で課税された住宅等を取得し、2019年10月1日から2020年12月31日（注1）までに居住した場合は「住宅ローン控除」の期間が13年延長される



（注1）新型コロナウイルス感染症の影響により、注文住宅、分譲住宅、既存住宅または増改築等を行った住宅への入居が遅れた場合は、2021年12月31日までの入居で適用を受けられる。ただし、一定の期日（注文住宅の新築は2020年9月末まで、分譲住宅・既存住宅の取得、増改築等は2020年11月末まで）に住宅取得契約が行われている場合に限る。

（注2）11年目～13年目の各年における税額控除額 …… 次のいずれか少ない金額

① 住宅借入金等の年末残高（上限4,000万円）×1%

② 住宅の取得等の対価の額または費用の額（税抜価格で上限4,000万円）×2%÷3

（注3）消費税率10%で課税された住宅の取得に際して、補助金等の交付や直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けて贈与税の非課税特例を適用した場合でも、その補助金等の額または贈与された額を、（注2）②の住宅の取得対価から控除する必要はない。

（注4）所得税から控除しきれない金額は、所得税の課税所得金額の7%に相当する金額を翌年の住民税から控除できる。（上限136,500円）

（注5）住宅ローン控除は本人の合計所得金額が3,000万円以下である年について適用される